

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等 に関する要綱案のたたき台

5

目 次

第 1	新法の制定による整備.....	1
1	定義.....	1
2	適用範囲.....	1
10	3 適用除外.....	2
4	国際和解合意の執行決定.....	4
5	国際和解合意の執行拒否事由.....	6
第 2	A D R法の改正による整備.....	7
1	定義.....	7
15	2 適用除外.....	8
3	特定和解の執行決定.....	9
4	特定和解の執行拒否事由.....	10
第 3	民事調停事件の管轄に関する規律の見直し.....	11

20

(前注) 本部会資料では、要綱案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。また、部会資料 16 における提案からの変更点に下線を付した。

第 1 新法の制定による整備

1 定義

- (1) この法律において、「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実の如何にかかわらず、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいうものとする。
- (2) この法律において、「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいうものとする。

2 適用範囲

- (1) この法律の規定は、調停において当事者間に成立した合意であって、合意が成立した当時において次に掲げる事由のいずれかに該当するもの（以下「国際和解合意」（仮称）という。）について適用するものとする。

ア 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあっては、合意が成立した当時において、当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。イにおいて同じ。）を有するとき。

イ 当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。

ウ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。

- (2) この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（仮訳）（以下「条約」という。）又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について適用するものとする。

(説明)

本文2(2)の規律は、和解合意そのもののみならず、当該和解合意に基づく民事執行の合意（以下、単に「民事執行の合意」という。）がある場合に限り新法の適用がある旨を定めるものであり、将来的に我が国がシンガポール条約を締結する際は、同条約第8条第1項(b)の留保（オプトイン留保）が宣言されることを想定している。そのため、同規定との整合性を図る観点から、民事執行の合意がされる時期及びその態様等については、特に限定を設けていない。したがって、調停が開始される前にされた民事執行の合意や、和解合意が成立した後にされた民事執行の合意は、いずれも本文2(2)の規律の適用を受け得るものと考えられる。

なお、本文2(2)の規律のうち「条約の実施に関する法令」とは、我が国において条約の国内担保法としての性格を有する「この法律」のほか、外国において同様の性格を有する法律が含まれるものと考えられるが、民事執行の合意において、具体的な法令名まで特定する必要はない。

3 適用除外

この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しないものとする。

- (1) 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が消費者（消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者をいう。）であるものに関する紛争に係る国際和解合意
- (2) 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る国際和解合意
- (3) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意
- (4) 〔日本若しくは外国の裁判所の認可を受け又は〕日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であって、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの。
- (5) 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であって、これに基づく強制執行をすることができるもの。

(説明)

- 1 本文3(4)及び(5)の規律は、シンガポール条約第1条第3項(a)及び(b)の規律に対応するものであるが、同条約にこれらの規律が設けられた趣旨は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）やハーグ国際私法会議において作成された「管轄合意に関する条約（仮訳）」（管轄合意条約）、「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約（仮訳）」（判決条約）等の他の条約との重複

や抵触を避けるためであるとされている。

この点に関し、第16回会議では、国内法においては、必ずしも他の条約との抵触に配慮しなければならないものではないとの意見や、仲裁判断としての効力を有する和解合意は調停において成立した和解合意には当たらないと考えられるため、本文3(5)の規律によって適用除外とされる和解合意は想定し難いのではないかとの意見があった。他方、これらの意見に対しては、新法がシンガポール条約の国内担保法としての性質を持つものである以上、できる限り条約の規定に沿った規定を設けることが望ましいとの意見や、調停の定義の解釈によっては新法の適用を受けるとの帰結が導かれる可能性もあり得るため、本文3(4)及び(5)の規律を別途設ける意義はあるとの意見があった。

加えて、例えば、我が国の民事調停手続において当事者間に合意が成立した場合には調停調書の記載が裁判上の和解と同一の効力を有するとされている（民事調停法第16条）ところ、このような現行法制上の既存の枠組みの下で強制執行をすることができるものについては、今般の新たな枠組みの対象とする必要はないことから、本文3(4)の規律のうち「裁判所の手続において成立した国際和解合意」に当たるものとして、新法の適用除外とする必要があるものと考えられる。また、諸外国において、我が国の民事調停手続と同様の制度を有し、裁判所の手続において成立した合意につき当該国において強制執行をすることができるものについても、同規律により適用除外となることを想定している。

以上を踏まえると、本文3(4)及び(5)のような規律を設けることには相応の合理性があるように考えられるが、どうか。

2 次に、部会資料16では、本文3(4)の規律に関し、裁判所外の調停で成立した和解合意につき、裁判所が執行力を与える（認める）ものについては、シンガポール条約に基づく執行力の付与を含め、その名称の如何にかかわらず「認可」に当たるとしつつも、シンガポール条約の趣旨・目的に照らし、仮に外国の裁判所において「認可」を受けたとしても、「認可」を受けていない状態の和解合意を觀念することにより、その和解合意について日本の裁判所に執行決定の申立てがされた場合には適用除外とされるものではないと整理した。第16回会議では、実質としてそのような帰結を導くことについて異論はなかったが、本文3(4)の文言でそのように解釈することができるかについては疑問が呈され、この点も含めた規律の在り方について更に検討する必要があるとの指摘があった。

そこで検討すると、シンガポール条約では「approved（承認／認可）」との文言が用いられているところ、諸外国において裁判所が執行力を与える（認める）法制は様々なものが想定される中、新法において「認可」の文言を維持しつつ、シンガポール条約に基づく執行力の付与を「認可」から除外することは、法制的に極めて困難である。

また、シンガポール条約では、「as a judgment（裁判／判決として）」との表現も用いられているが、その意味するところは、再度の裁判手続を経ることなく強制執行をすることができるということであるものと考えられるところ、そうだとすると、本文3(4)の規律のうち「これに基づく強制執行をすることができる」との文言によりその実質は表されていると考え得るほか、仮に、新法においてこの表現に沿う文言を規律したとしても、シンガポール条約に基づく執行力の付与とそれ以外の「認可」とを明確に区別し得るものでもない。したがって、「認可」の文言を維持するのであれば、シンガポール条約に基づく執行力の付与も「認可」に含まれると解するほかなく、その上で、外国の裁判所においてシンガポール条約に基づく執行力の付与がされたとしても、日本の裁判所において執行決定の申立てをすることが排除されるものではないとの帰結を導くのであれば、本文3(4)のとおり、部会資料16で提案した規律を維持した上、解釈によりそのような帰結を導くことが考えられる。

他方、前記のとおり、部会資料16での整理によれば、裁判所外の調停において成立した和解合意について、ある国の裁判所にて既に「認可」を受けたとしても、「認可」を受けていない状態の和解合意というものを観念することにより、他の国の裁判所においてもシンガポール条約に基づく執行力を付与し得るとの帰結を導いていたが、そもそも「認可」を受けていない状態の和解合意というものを観念することができるかが問題となり得る上、仮にこれを観念することができるとしても、本文3(4)の規律によれば、結局のところ、「認可」の有無にかかわらず、我が国の裁判所で当該和解合意について執行決定を申し立てることが否定されるものではないとすれば、本文3(4)の規律のうち「日本若しくは外国の裁判所の認可を受け」との部分削除すること

も考えられる。
以上について、どのように考えるか。

4 国際和解合意の執行決定

(1) 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者（(5)において「申立人」という。）は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならないものとする。

(2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならないものとする。

ア 国際和解合意の内容が記載された書面であって、当事者の署名があるものの等当事者の同一性及び意思を確認することができるもの

イ 調停人又は調停機関が作成した調停が実施されたことを証明する書面その他の国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書

面

(3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。

(4) (1)の申立てをするときは、(2)の書面又は(3)の電磁的記録を出力した書面（日本語で作成されたものを除く。以下(4)において同じ。）の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができるものとする。

(5) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判機関又は仲裁廷に対して当該国際和解合意に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。

(6) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。

ア 当事者が合意により定めた地方裁判所

イ 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

ウ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

エ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）

(7) (6)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。

(8) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(9) 裁判所は、(7)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を(7)により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。

(10) (8)及び(9)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(11) 裁判所は、後記5により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をし

なければならないものとする。

(12) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。

(13) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

5

5 国際和解合意の執行拒否事由

裁判所は、前記4(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（(1)から(6)までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができるものとする。

10

(1) 国際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

(2) 国際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。

15

(3) 国際和解合意に基づく債務の内容を特定することができないこと。

(4) 国際和解合意に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。

(5) 調停人が、法令又は当事者間の合意（公の秩序に関しないものに限る。）その他調停人又は調停手続に適用される準則に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

20

(6) 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であつて、当該事実が重大であり、かつ当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

25

(7) 国際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(8) 国際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

30

(説明)

部会資料16では、国際和解合意の執行拒否事由に関する規律につき、実質においてシンガポール条約に対応した内容を維持しつつ、新法における他の規律や我が国の法制等を踏まえて中間試案の規律を整理することを試み、その一つとして、「国際和解合意に基づく債務の全部が履行されたこと。」（部会資料16第1の5④）との規律を設け

35

ることなどを提案していた。第16回会議では、このような規律を設けることについて異論はみられなかったが、更に進んで、免除や相殺等の履行以外の債務の消滅事由に関して議論がされた。この点に関し、シンガポール条約の起草過程における議論を踏まえると、「国際和解合意が……効力を有しないこと。」（部会資料16第1の5②）との拒否事由に当たると整理することができるという考え方が示されたものの、和解合意自体の効力の問題と和解合意に基づく債務の消滅の問題とを整理し、履行以外の債務の消滅事由についても、履行と同じ規律に含み得るよう文言を再検討すべきではないかとの指摘があった。このような指摘を踏まえ、本文5(4)では、「国際和解合意に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。」との規律に変更しており、これにより、免除や相殺等の債務の消滅事由についても、この規律に含まれ得ることを想定している。

なお、シンガポール条約第5条第1項(c)の規律（和解合意における義務が履行されたこと）と本文5(4)の規律とを比較すると、履行以外の債務の消滅事由についても含まれるという点で、本文5(4)の規律の方が、文言上、拒否される範囲が広がっているとも考え得るが、前記のとおり、履行以外の債務の消滅事由については、シンガポール条約起草時の議論においても、「和解合意が失効したこと」（中間試案の拒否事由②）又は「和解合意が事後的に変更されたこと」（中間試案の拒否事由④）に含まれるとされていたことに照らすと、シンガポール条約の規律と比較して、実質において拒否される範囲が広がっているものではないと考えられる。むしろ、本文5(4)の規律によれば、免除や相殺等の場合も、履行の場合と同様に債務の全部が消滅した場合に限って拒否事由となることから、シンガポール条約の規律よりも拒否される範囲が狭くなっているものと考えられる。

第2 ADR法の改正による整備

1 定義

ADR法第2条に、次のような規律を設けるものとする。

特定和解（仮称） 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいうものとする。

（説明）

本文1の規律によれば、認証紛争解決手続において成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものが「特定和解」と定義されることになり、この「特定和解」に該当するものが、後記本文3において執行決定の対象となることとなる。したがって、ADR法上の認証を取得していない弁護士会ADRが主宰する手続において成立した和解は「特定和解」に該当しないことから、執行決定の対象とはならないこととなる。

この点に関しては、部会におけるこれまでの議論において、弁護士会ADRが主宰する手続は、その実質において、認証紛争解決手続と同程度に手続の公正かつ適切な実施がされているといえ、そこで成立した和解は、執行力を付与する対象となり得るものであるとの意見が多数みられた。ただし、執行力を付与することにより想定される弊害との関係で、その実質面のみで十分かという点については様々な意見がみられ、全ての弁護士会ADRが主宰する手続について、弁護士による手続関与のみならず、ADR法で定められている当事者に対する説明義務や記録の保存義務といった点も含め、手続の公正かつ適正な実施が一律に制度上担保されている必要があるとの指摘や、時効の完成猶予効等のADR法が定めた特例との関係についてもなお検討を要するとの指摘もあった。

以上を踏まえると、弁護士会ADRが主宰する手続において成立した和解について執行力を付与し得るものとするための要件等については、更なる議論が必要であるといわざるを得ないことから、今後も検討を続けるべき将来の課題としては、どうか。

2 適用除外

後記3は、次に掲げる特定和解については、適用しないものとする。

(1) 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解

(2) 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解

(3) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）

(4) 前記第1の新法の適用対象となる特定和解

（説明）

本文2(1)に関し、いわゆる「BtoC事案」を適用対象とすることについて、部会におけるこれまでの議論では、認証紛争解決手続において成立した和解に限定するのであれば、執行力を付与することは理論的にあり得るとの意見や、現在の我が国におけるADRの実情に照らすと、「BtoC事案」についても執行力を付与するニーズは高いとの意見があった。他方、消費者紛争については、個別労働関係紛争と同様、我が国における法制度上、特別な配慮が必要である類型として位置付けられてきたことに鑑みると、情報や交渉力の格差の是正という点について制度上の担保が必要であるとの意見や、消費者紛争に特化したADR機関等による手続において成立した和解に限り適用対象とすることを検討する余地はあるとの意見があった。

以上を踏まえると、「BtoC事案」について、執行力を付与し得る対象とすることについては、更なる議論が必要であるといわざるを得ないことから、今後も検討を続けるべき将来の課題としては、どうか。

3 特定和解の執行決定

(1) 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者((4)において「申立人」という。)は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定(特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。)を求める申立てをしなければならない。

(2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 特定和解の内容(成立した和解の条項及び当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をいう。)が記載された書面であって、当事者の署名があるもの等当事者の同一性及び意思を確認することができるもの

イ 認証紛争解決事業者が作成した認証紛争解決手続が実施されたことを証明する書面その他の特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面

(3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。

(4) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。

(5) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。

ア 当事者が合意により定めた地方裁判所

イ 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

ウ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

(6) (5)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。

(7) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

(8) 裁判所は、(6)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立て

により又は職権で、当該事件の全部又は一部を(6)の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。

(9) (7)及び(8)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(10) 裁判所は、後記4により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする。

(11) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。

(12) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(説明)

部会資料16では、本文3(2)アについて、「特定和解の内容が記載された書面」との規律とすることを提案するとともに、民事執行の合意も「特定和解の内容」に含まれるとの前提で、執行決定の申立てに当たっては、民事執行の合意が記載された書面を提出する必要があると整理していた(部会資料16第2の3(2)①)。この点に関し、第16回会議において、「特定和解の内容」との文言では、民事執行の合意がこれに含まれるのか明確でないとの指摘があった。

そこで、このような指摘を踏まえ、本文3(2)アでは、「特定和解の内容」について「(成立した和解の条項及び当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をいう。)」との文言を付加することとしている。

4 特定和解の執行拒否事由

裁判所は、前記3(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合((1)から(5)までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

(1) 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。

(2) 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。

(3) 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。

(4) 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則(公の秩序に関しないものに限る。)に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

(5) 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であつて、当該事実が重大であり、

かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。

(6) 特定和解の内容が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(7) 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

5 (説明)

本文4(3)では、前記第1の本文5(4)の規律と同様、「特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。」との規律に変更しており、これにより、免除や相殺等の履行以外の債務の消滅原因についても、この規律に含まれ得ることを想定している。

10

第3 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し

民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設けることとしては、どうか。

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げ
15 る裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

1 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

20

2 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

大阪地方裁判所

(説明)

25

中間試案では、本文の規律のほか、本文の（注）として、知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄等について、例えば、専門的な知見を要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件を処理するために特に必要があると認められるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に事件を移送することができるとの規律や、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において事件を自ら処理することができるとの規律を設けるとの考え方が示されていた。

30

この点に関し、部会資料16では、これらの考え方について部会でもパブリック・コメントでも意見が分かれたことに加え、その対象となる「専門的な知見を要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件」の具体的な規律の在り方について更に精査する必要があることから、具体的な規律が提案されなかったところ、第16回会議では、専門性の有無を個別の事案における裁判所の判断に委ねることを念頭に、移送の規律のみを設け
35

ることに積極的な意見があった一方で、移送の規律を設けることには賛成であるが、自庁処理の規律を設けない理由もない旨の意見や、一般的に専門性があるからといって東京地方裁判所又は大阪地方裁判所への移送を認めることには躊躇があり、更なる議論が必要である旨の意見もあった。

5 上記の移送及び自庁処理の規律は、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所には、医師や建築士等の様々な分野の専門家が多数所属しており、その中には当該分野でも相当高度な知見を有する専門家も相当数含まれているとの事実認識を前提に、そのような専門的知見をより積極的に活用する観点から提案されたものである。しかし、民事調停法が相手方の出頭の便宜を考慮して相手方の普通裁判籍を管轄する簡易裁判所を原則的な管轄裁判所と定めていること（同法第3条第1項）及び調停委員会の呼出しを受けた当事者本人に出頭義務が課されていること（民事調停規則第8条第1項本文、民事調停法第34条参照）に照らせば、少なくとも現時点では、民事訴訟法において既に管轄集中が図られている知的財産の紛争の範囲を超えて、その他の専門分野の紛争について東京地方裁判所又は大阪地方裁判所への移送を広く認めることには慎重になるべきであり、仮に
10 そのような規律を設けるのであれば、当事者の同意を要件とすべきであるとも考えられる。

もともと、現行の民事調停法は、相手方の普通裁判籍を管轄する簡易裁判所のほか、当事者が合意で定める地方裁判所又は簡易裁判所にも管轄を認めている（同法第3条第1項）。この合意の方式、時期等については特に制限がないため、必ずしも書面によることを要せず、口頭の合意でもよく、また、明示の合意のみならず、黙示的な合意でもよく、さらに、合意の時期は、調停申立ての前後を問わないと解されている。また、同法第4条第3項は、事物管轄を有し土地管轄を有しない裁判所への移送を定めたものであるが、管轄裁判所が複数ある場合には、他の管轄裁判所（事物管轄及び土地管轄を有する裁判所）への移送を認める趣旨を含むと解されている（同項は、非訟事件手続法第
20 6条ただし書についての「特別の定め」（民事調停法第22条本文）に当たるとされている。）。

したがって、現行の民事調停法でも、相手方の普通裁判籍を管轄する簡易裁判所に調停の申立てがあった後に、当事者が東京地方裁判所又は大阪地方裁判所を管轄裁判所とする旨の合意をすれば、裁判所は、事件を処理するために適当であると認めるときは、
30 職権で、事件の全部又は一部を東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に移送することができると解される（同法第4条第3項）。

以上のとおり、現行の民事調停法でも、高度な専門的知見を要する調停事件において、裁判所が事件を処理するために適当であると認めるときは、適宜の方法により当事者の同意を得た上で（裁判所は、同法第4条第3項の規定による移送の裁判をするときは、
35 当事者の意見を聴くことができる。民事調停規則第2条）、東京地方裁判所又は大阪地

方裁判所に当該事件を移送することが可能であると考えられることから、この点については、差し当たり現行法の規律を維持し、今後の民事調停の実務において、知財調停のように当事者間の管轄合意がない場合にも東京地方裁判所又は大阪地方裁判所への調停の申立てや移送を認める必要があるとの具体的な立法事実が生じたときに、改めて検討することとしてはどうか。

5